

○国土交通省令第六十一号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第七項まで及び第八項第七号、第六条第一項第二号及び第七号イ並びに第八項、第七条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項並びに第十一条第一項並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律を実施するため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一

部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(長期優良住宅建築等計画等の認定の申請)

第二条 法第五条第一項から第七項までの規定による認定の申請をしようとする者は、同条第一項から第三項までの規定による認定の申請にあつては第一号様式の、同条第四項又は第五項の規定による認定の申請にあつては第一号の二様式の、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請にあつては第一号の三様式の申請書の正本及び副本に、同条第一項から第五項までの規定による認定の申請にあつては次の表一に、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請にあつては次の表一及び表二に掲げる図書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて、法第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請をする場合には次の表三に、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請をする場合には次の表二及び表三に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書(第九条、第十六条第一項第九号並びに第十八条第二項及び第三項を除き、以下「添付図書」と総称する。)を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。ただし、これらの申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画(第五条において「長期優良住宅建築等計画等」という。)に応じて、その必要がないときは、これらの表に掲げる図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

一 (略)

図書の種類

明示すべき事項

工事履歴書

新築、増築又は改築の時期及び増築又は改

改 正 前

(長期優良住宅建築等計画の認定の申請)

第二条 法第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請をしようとする者は、同条第一項から第三項までの規定による認定の申請にあつては第一号様式の、同条第四項又は第五項の規定による認定の申請にあつては第一号の二様式の申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表一に掲げる図書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて法第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請をする場合には、次の表二に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書(第九条、第十六条第一項第九号並びに第十八条第二項及び第三項を除き、以下「添付図書」と総称する。)を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。ただし、これらの申請に係る長期優良住宅建築等計画に応じて、その必要がないときは、これらの表に掲げる図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

一 (略)

(新設)

築に係る工事の内容

三 (略)

2 前項の表一、表二又は表三の各項に掲げる図書に明示すべき事項を添付図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表一、表二又は表三に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

4 法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の六に規定する通知書及びマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の二において「マンシヨン管理適正化法」という。）第五条の八に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。

（長期優良住宅建築等計画の記載事項）

第三条 法第五条第八項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 長期優良住宅建築等計画にあっては、住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

二・三 (略)

（規模の基準）

二 (略)

2 前二項の表一又は表二の各項に掲げる図書に明示すべき事項を添付図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表一又は表二に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

（新設）

（長期優良住宅建築等計画の記載事項）

第三条 法第五条第六項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

二・三 (略)

（規模の基準）

第四条 法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める規模は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。ただし、住戸の少なくとも一の階の床面積（階段部分の面積を除く。）が四十平方メートルであるものとする。

- 一 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。次号において同じ。） 床面積の合計が七十五平方メートル（地域の実情を勘案して所管行政庁が五十五平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積）
- 二 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。） 一戸の床面積の合計（共用部分の床面積を除く。）が四十平方メートル（地域の実情を勘案して所管行政庁が四十平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積）

（維持保全の方法の基準）

第五条 法第六条第一項第五号イ及び第七号イの国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容及び内容が長期優良住宅建築等計画等に定められていることとする。

（維持保全に関する基準）

第五条の二 法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容及び内容がマンション管理適正化法第五条の八に規定する認定管理計画に定められていることとする。

（法第八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第七条 法第八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 長期優良住宅建築等計画にあっては、住宅の建築に関する工事の

第四条 法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める規模は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。ただし、住戸の少なくとも一の階の床面積（階段部分の面積を除く。）が四十平方メートル以上であるものとする。

- 一 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 床面積の合計が七十五平方メートル（地域の実情を勘案して所管行政庁が五十五平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積）
- 二 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。） 一戸の床面積の合計（共用部分の床面積を除く。）が五十五平方メートル（地域の実情を勘案して所管行政庁が四十平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積）

（維持保全の方法の基準）

第五条 法第六条第一項第五号イの国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容及び内容が長期優良住宅建築等計画に定められていることとする。

（新設）

（法第八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第七条 法第八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の建築に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月

着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更（法第六条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六條第一項（同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

五 住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅維持保全計画が法第六条第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更

（法第八条第一項の規定による認定長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請）

第八条 (略)

（記録の作成及び保存）

第十六条 法第十一条第一項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録は、次に掲げる事項を記載した図書とする。

一 法第五条第八項各号に掲げる事項

二 十 (略)

2 (略)

第一号様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）
(略)

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する

以内の変更

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更（法第六条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六條第一項（同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

(新設)

（法第八条第一項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請）

第八条 (略)

（記録の作成及び保存）

第十六条 法第十一条第一項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録は、次に掲げる事項を記載した図書とする。

一 法第五条第六項各号に掲げる事項

二 十 (略)

2 (略)

第一号様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）
(略)

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する

事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【8. 構造】 (略)
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】
【10. 確認の特例】・【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】 (略)

(注意)

1. (略)
2. 【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について、【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。
3. ～5. (略)

(略)

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. ・3. (略)
4. 住宅の建築の実施時期 (略)

(注意)

1. (略)
2. 3 ②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。
3. ・4. (略)

(略)

事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【8. 構造】 (略)
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による
【10. 確認の特例】・【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】 (略)

(注意)

1. (略)
- (新設)

2. ～4. (略)

(略)

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. ・3. (略)
4. 住宅の建築の実施時期 (略)

(注意)

1. (略)
2. 3 ②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
3. ・4. (略)

(略)

第一号の二様式 (第二条関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【8. 構造】 (略)

【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】

【10. 確認の特例】 (略)

【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】

住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) 第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書 (住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 (平成12年建設省令第20号) 第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式) 若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 無 有

【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】 無 有

(注意)

1. (略)

2. 【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について

第一号の二様式 (第二条関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【8. 構造】 (略)

【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による

【10. 確認の特例】 (略)

【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】

住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) 第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書 (住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 (平成12年建設省令第20号) 第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式) 若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 無 有

(注意)

1. (略)

(新設)

て、【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。

3. 4. (略)

5. 【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の6に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の8に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合には「有」に、添付しないで申請する場合には「無」に「✓」マークを入れてください。

6. (略)

(略)

(第四面：法第5条第5項の規定に基づく申請の場合)

2. 3. (略)

4. 住宅の建築の実施時期

(略)

(注意)

1. (略)
2. 3 ②欄には、一棟の住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。
3. (略)

2. 3. (略)
(新設)

4. (略)

(略)

(第四面：法第5条第5項の規定に基づく申請の場合)

2. 3. (略)

4. 住宅の建築の実施時期

(略)

(注意)

1. (略)
2. 3 ②欄には、一棟の住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
3. (略)

第一号の様式 (第二条関係) (日本産業規格A列4番)

(新設)

(第一面)
認定申請書
(既存)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条(第6項)の規定に基づき、長期優良住宅維持保全

計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄		認定番号欄		決裁欄	
年	月	日	年	月	日
第	号	第	号		
係員氏名			係員氏名		

(注意)

- この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
- 申請者(法第5条第6項に基づき申請にあつては、住宅(区分所有住宅を除く。)の所有者等、同条第7項に基づき申請にあつては区分所有住宅の管理者等)が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸(認定を求める住戸)ごとに作成してください。

(第二面)

長期優良住宅維持保全計画

1. 維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】				
【2. 敷地面積】	m ²			
【3. 建築面積】	m ²			
【4. 床面積の合計】	m ²			
【5. 建て方】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅等		
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】	階	m ²	階	m ²
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体	戸	戸	戸
	認定申請対象住戸			
【6. 建築物の高さ等】				
【最高の高さ】				
【最高の軒の高さ】				
【階数】 (地上)	階	(地下)	階	
【7. 構造】	造	一部	造	
【8. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】				
【9. 新築又は増築・改築の時期】				
【新築の時期】	年	月	日	
【増築・改築の時期】	年	月	日	
【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】				
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有		
【11. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有		

(注意)

- 【5. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【8. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について、【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。
- 【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合は「有」に、添付しないで申請する場合は「無」に「✓」マークを入れてください。

4. 【11. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の6に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の8に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合には「無」に「有」マークを入れてください。

（第三面）

【申請に係る建築物の住戸に関する事項】

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

（注意）

- この面は、共同住宅等に係る申請の場合に作成してください。
- 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階の床面積を併せて記載してください。
- 【4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「有」マークを入れてください。
- この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第四面）

2. 認定後の住宅の維持保全の方法及び期間

3. 認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

（注意）

- 3欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請でも、一棟に係る費用を記載してください。
- この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

<p>第二号様式 (第六条関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>	<p>第二号様式 (第六条関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>
<p>(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存) (略)</p>	<p>(新 築 / 増 築・改 築) (略)</p>
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき申請のあった<u>長期優良住宅建築等計画</u>について、同法第 6 条第 1 項の規定に基づき認定しましたので、同法第 7 条の規定に基づき通知します。</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき申請のあった<u>長期優良住宅建築等計画</u>について、同法第 6 条第 1 項の規定に基づき認定しましたので、同法第 7 条の規定に基づき通知します。</p>
<p>1. ～ 4. (略)</p>	<p>1. ～ 4. (略)</p>
<p>5. <u>共同住宅等に係る申請</u>にあつては、認定対象住戸番号</p>	<p>5. <u>法第 5 条第 4 項又は第 5 項に基づく申請</u>にあつては、認定対象住戸番号</p>
<p>6. <u>法第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定による認定の申請にあつては、工事種別</u></p>	<p>6. <u>工事種別</u></p>
<p>7. 法第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定による認定の申請にあつては、<u>新築又は増築・改築の時期</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>8. 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 6 条の 2 第 5 項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請を行った場合においては、同条第 1 項の規定による求めを行った年月日</p>	<p>(新設)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第三号様式 (第八条関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>	<p>第三号様式 (第八条関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>
<p>(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存) (略)</p>	<p>(新 築 / 増 築・改 築) (略)</p>
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更の認定を申請します。この申請書及び</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更の認定を申請します。この申請書及び</p>

び添付図書に記載の事項は、事実には相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
3. (略)
4. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
5. 法第5条第1項から第5項までの認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別
6. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築又は当初認定を受ける前にした増築・改築の時期
7. 変更の概要
(略)
(注意)
1. この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
2. ・ 3. (略)
4. 5欄は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合も記載してください。

第四号様式（第八条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

添付図書に記載の事項は、事実には相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. (略)
(新設)
4. 当初認定時の工事種別
(新設)
5. 変更の概要
(略)
(注意)
(新設)
1. ・ 2. (略)
(新設)

第四号様式（第八条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(新 築 / 増 築・改 築)

(略)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

1. ・ 2. (略)
 3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
 4. (略)
 5. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
 6. (略)
 7. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別
 8. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築又は当初認定を受ける前にした増築・改築の時期
- (略)

第七号様式 (第十四条関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)
(略)

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. ～ 6. (略)

(略)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

1. ・ 2. (略)
 3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
 4. (略)
 5. (略)
 6. 当初認定時の工事種別
(新設)
- (略)

第七号様式 (第十四条関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

(新 築 / 増 築・改 築)
(略)

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. ～ 6. (略)

(略)

(注意)

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであること指します。
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 4欄は、法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合に記載してください。また、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合も記載してください。

第八号様式（第十五条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)
(略)

1. . . 2. (略)
3. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
4. . . 5. (略)

(略)

(注意)

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第八号様式（第十五条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(新 築 / 増 築・改 築)
(略)

1. . . 2. (略)
3. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
4. . . 5. (略)

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）

）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(建設住宅性能評価の申請)

第五条 建設住宅性能評価の申請をしようとする者は、新築住宅に係る申請にあつては別記第七号様式の、既存住宅に係る申請にあつては別記第八号様式の建設住宅性能評価申請書（建設住宅性能評価書が交付された住宅でその建設工事の変更をしようとするものに係る建設住宅性能評価（以下この項において「変更建設住宅性能評価」という。）にあつては第一面を別記第九号様式としたものとする。以下単に「建設住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、当該住宅に係る設計住宅性能評価書又はその写し（新築住宅について当該住宅に係る設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合に限る。）、建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（変更建設住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。）並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第六条第一項の規定による確認を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあつては、確認済証の写しの添付を要しない。

255 (略)

第七条の三 法第六条の二第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて同条第一項の規定による求めをしようとする場合における第三条第一項の規定及び第五条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「を添えて」とあるのは「並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」と、第五条第一項中「並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第

(建設住宅性能評価の申請)

第五条 建設住宅性能評価の申請をしようとする者は、新築住宅に係る申請にあつては別記第七号様式の、既存住宅に係る申請にあつては別記第八号様式の建設住宅性能評価申請書（建設住宅性能評価書が交付された住宅でその建設工事の変更をしようとするものに係る建設住宅性能評価（以下この項において「変更建設住宅性能評価」という。）にあつては第一面を別記第九号様式としたものとする。以下単に「建設住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、当該住宅に係る設計住宅性能評価書又はその写し（新築住宅について当該住宅に係る設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合に限る。）、建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（変更建設住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。）及び建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第六条第一項の規定による確認を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあつては、確認済証の写しの添付を要しない。

255 (略)

第七条の三 法第六条の二第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて同条第一項の規定による求めをしようとする場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「を添えて」とあるのは「及び法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」とする。

「一項の確認済証(以下この項において単に「確認済証」という。)の写しを添えて」とあるのは、「建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証(以下この項において単に「確認済証」という。)の写し並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」とする。

別記

第十一号の二様式 (第七条の二関係)

(略)

(新築／増築・改築／既存)

(第一面)

(略)

(注意)

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. ～ 4. (略)

(略)

(第二面：長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請をしようとする場合)

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模等に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】

別記

第十一号の二様式 (第七条の二関係)

(略)

(新築／増築・改築)

(第一面)

(略)

(注意)

1. この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

2. ～ 4. (略)

(略)

(第二面)

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模等に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】

【2. 名称】
【3. 敷地面積】～【6. 床面積の合計】 (略)
【7. 建て方】 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 【共同住宅等の場合：住戸の数】 建築物全体 戸 申請対象住戸
【8. 区分所有住宅の該当の有無】 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【9. 建築物の高さ等】～【13. 認定申請予定日】 (略)

(注意)

- 【4. 工事種別】及び【7. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【8. 区分所有住宅の該当の有無】の欄は、【7. 建て方】の欄において、「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【13. 認定申請予定日】については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定申請予定日を記載してください。
- (略)

(第二面：長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請をしようとする場合)

- 維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模等に関する事項

【2. 敷地面積】～【5. 床面積の合計】 (略)
【6. 建て方】 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】 階 m ² 階 m ² 【共同住宅等の場合：住戸の数】 建築物全体 戸 申請対象住戸
【7. 建築物の高さ等】～【11. 認定申請予定日】 (略)

(注意)

- 【3. 工事種別】及び【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
(新設)
- 【11. 認定申請予定日】については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定申請予定日を記載してください。
- (略)
(新設)

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 名称】	
【3. 敷地面積】	m ²
【4. 建築面積】	m ²
【5. 床面積の合計】	m ²
【6. 建て方】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 【共同住宅等の場合：住戸の数】 建築物全体 住戸 申請対象住戸 住戸
【7. 区分所有住宅の該当の有無】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【8. 建築物の高さ等】	
【最高の高さ】	
【最高の軒の高さ】	
【階数】 (地上)	階 (地下) 階
【9. 構造】	造 一部 造
【10. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添 設計内容説明書による

【11. 新築又は増築・改築の時期】	年 月 日
【新築の時期】	年 月 日
【増築・改築の時期】	年 月 日
【12. 認定申請予定日】	年 月 日

(注意)

- 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【7. 区分所有住宅の該当の有無】の欄は、【6. 建て方】の欄において、「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【12. 認定申請予定日】については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定申請予定日を記載してください。

(第三面)

〔申請に係る共同住宅等の住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】・【2. 住戸の存する階】	(略)
【3. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

1. ・ 2. (略)

〔申請に係る共同住宅等の住戸に関する事項〕

(第三面)

【1. 住戸の番号】・【2. 住戸の存する階】	(略)
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

1. ・ 2. (略)

(削る)

- ③. 【3. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④. (略)

第十一号の三様式 (第七条の二関係)

(略)

(新築／増築・改築／既存)

(第一面)

(略)

【計画を変更する住宅の直前の (確認書・住宅性能評価書)】

1. ～ 4. (略)
- ⑤. 確認又は住宅性能評価に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
- ⑥. (略)
- ⑦. 当初確認又は住宅性能評価における新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期
- ⑧. (略)

(注意)

① この様式において、「既存」とは、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号) 第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

② (略)

③ 6欄は、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る場合に

③. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階の床面積を併せて記載してください。

④. 【4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤. (略)

第十一号の三様式 (第七条の二関係)

(略)

(新築／増築・改築)

(第一面)

(略)

【計画を変更する住宅の直前の (確認書・住宅性能評価書)】

1. ～ 4. (略)
- (新設)
- ⑤. (略)
- (新設)

(新設)

⑥. (略)

(略)

(注意)

① この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

② (略)

(新設)

記載してください。

- ④ 7欄は、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る場合に記載してください。

⑤・⑥ (略)

(略)

第十一号の四様式 (第七条の四関係)

(略)

(新築/増築・改築/既存)

(略)

1. 申請年月日

2. 3. (略)

4. 確認を行った住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無

5. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は
、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別

6. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期

7. (略)

8. 確認対象住戸

9. (略)

(略)

(新設)

③・④ (略)

(略)

第十一号の四様式 (第七条の四関係)

(略)

(新築/増築・改築)

(略)

(新設)

1. 2. (略)

(新設)

3. 工事種別

(新設)

4. (略)

5. 確認対象住戸及び当該住戸の床面積 (当該住戸が複数の階にわたる場合はそれぞれの階における床面積)

6. (略)

(略)

<p>第十一号の五様式 (第七条の四関係) (略)</p> <p>(新築／増築・改築／既存) (略)</p> <p><u>1.</u> 申請年月日 <u>2.</u>・<u>3.</u> (略)</p> <p><u>4.</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別</p> <p><u>5.</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期 <u>6.</u> (略) (略)</p>	<p>第十一号の五様式 (第七条の四関係) (略)</p> <p>(新築／増築・改築) (略)</p> <p>(新設) <u>1.</u>・<u>2.</u> (略)</p> <p><u>3.</u> 当初確認が新築又は増築・改築の場合にあつては工事種別 (新設)</p> <p><u>4.</u> (略) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正法第二条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第六項又は第七項の規定による認定の申請であつて、施行日前に建築がされた共同住宅等（施行日以後に増築又は改築がされたものを除く。）に係るものに対する第一条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（次項において「新長期優良住宅法施行規則」という。）第四条の規定の適用については、同条第二号中「四十平方メートル（）」とあるのは、「五十五平方メートル（）」とする。

3 この省令の施行の際現にされている長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請（同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。）又は同法第十条の承認の申請に係る申請書の様式については、新長期優良住宅法施行規則第一号様式、第一号の二様式、第三号様式及び第七号様式にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現にされている住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第一項の規定による確認の求めに係る申請書の様式については、第二条の規定による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則別記第十一号の二様式及び別記第十一号の三様式にかかわらず、なお従前の例による。